

エスパルスサッカー学校概要

1 お問い合わせ先 ※スクール会場によりお問い合わせ先が異なりますのでご注意ください

株式会社エスパルス 教育事業部

駿東・伊豆・御殿場・沼津スクールの方 TEL 055-991-4166 FAX 055-991-7766 <受付時間/平日11:00~20:00>

富士・富士田子浦・富士宮スクールの方 TEL 0545-73-1156 FAX 0545-73-1256 <受付時間/平日11:00~20:00>

清水・静岡瀬名スクールの方 TEL 054-361-1156 FAX 054-363-5515 <受付時間/平日10:00~18:00>

静岡・静岡聖一色スクールの方 TEL 054-654-1156 FAX 054-654-1256 <受付時間/平日11:00~20:00>

藤枝・藤枝横内・焼津・吉田・島田・榛原・相良スクールの方 ... TEL 054-634-3411 FAX 054-634-3355 <受付時間/平日11:00~20:00>

2 活動期間


各年度4月~翌年3月までの1年間

- 原則として、各スクールは年間1クラス(1曜日)40回(駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜開催クラスは32回)、を目安に活動します。
- 天候状況等によりスクール開催が中止となった場合は、原則代替予定日に開催いたしますが、諸事情により土・日・休日を含め代替予定日以外に開催する場合がございます。
- 各スクールの年間スケジュールは別途配布のスケジュール表をご確認ください。
- 都合によりスクール開催日に欠席した場合、他会場・曜日への振替参加が可能です(振替参加を希望する場合は、事前連絡が必要です)。ただし、振替日は欠席日以降とし、選考クラス(アカデミージュニア・スペシャルクラス)への振替は不可となります。

3 スクール開催状況の確認について ※緊急の場合を除き、下記方法でご確認ください(事務所への確認のお問い合わせは極力ご遠慮ください)。

当日の開催状況は、エスパルスオフィシャルホームページ(<https://www.s-pulse.co.jp/>)内、【アカデミー】→【スクール】→【本日の開催状況】にてご確認ください。

- 開催の有無は、原則、平日午前11時頃、午後2時30分頃、土曜日午前8時30分頃に更新します。
- 平日午後2時30分頃(土曜日午前8時30分頃)以降に天候の変化等により開催の有無や会場に変更が発生した場合は、決定次第随時ホームページを更新します。また、スクール連絡アプリをご登録の方にはアプリにてご連絡いたします。

 パソコン・スマートフォンでの確認(平日午前11時頃、午後2時30分頃、土曜日午前8時30分頃に更新します)

<https://www.s-pulse.co.jp/s-pulse-official-web-site>

アカデミー

スクール

本日の開催状況
[<https://www.s-pulse.co.jp/schools/schedule/>]

4 イベント開催状況の確認について ※緊急の場合を除き、下記方法でご確認ください(教育事業部携帯電話へのお問い合わせは緊急時を除きご遠慮ください)

前座試合、親子サッカー等のイベントが中止になる場合は、スクール連絡アプリおよびエスパルスオフィシャルホームページ(<https://www.s-pulse.co.jp/>)にてご確認いただけます。(イベント開催は土日休日となるため、事務所へお電話いただいてもつながりませんのでご注意ください。)

- イベント開催の有無は、イベントごとに最終決定時刻が異なります。イベントのご案内資料にてご確認ください。

5 練習に必要なもの

●練習着・トレーニングシューズ*1(サッカースパイクは使用できません)・ボール*2・着替え・タオル・水筒等をご用意ください(体育館で行なう場合は体育館シューズをご用意ください)。お子様の持ち物には必ず名前を書いてください。

*1 幼稚園児~小学2年生は上履き(底の薄いシューズ)をご用意ください。

*2 幼稚園児~小学2年生は4号軽量ボールを、小学3年生以上は通常の4号ボールをご用意ください。

- スクール(スクールイベント含む)中は、エスパルスエンブレムの入ったオレンジ色のウェア(スクールオリジナルゲームシャツ等)をご用意いただけます。
- サッカースクールオリジナル用品をご用意しております。購入をご希望の方は、『サッカースクールオリジナル用品注文書』にてお申込みください。(注文書は担当コーチよりお受け取りください。)

6 スポーツ傷害保険について

当スクール会員は、継続および入会手続き完了後、スポーツ安全保険に加入します(加入手続きは当スクールにて行います)。

傷害保険の適用の範囲は

- ①エスパルスサッカースクールの管理下における活動中の傷害事故(当該クラスの時間外<当該クラスの前後に会場の空きスペースで自主トレーニングをしていた場合など>の傷害は適用となりません)
- ②エスパルスサッカースクールが指定する集合、解散場所と会員の自宅との通常の経路往復中の傷害事故(通常の経路往復以外に立ち寄り等をした場合の事故については適用となりません)

となります。

注1) 急激で偶発的な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。慢性的な障害<疲労骨折、関節ねずみ、オスグット病、椎間板ヘルニアなど>には適用されません。

注2) 入院、通院1日目から補償の対象となります。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が保険金の支払対象となり、通院保険金の支払日数は30日が限度となります。

注3) 平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、保険金は支払われません。

注4) その他補償内容については、加入する保険の約款通りとなります。

※上記に該当する傷害事故等が発生した場合は、事故発生から30日以内に当スクール担当コーチまで下記事項をご連絡ください。

■連絡事項

1. 氏名、2. スクール会場、3. 学年、4. 電話番号、5. 事故の日時・場所・状況、6. 傷害の内容(部位、傷病名)、7. 医療機関名と通院見込日数

- 保険会社への事故通知は当スクールにて行ないます。
- 申請期限を過ぎると保険金が支払われない場合がございます。当スクールへの連絡は、事故後すみやかにお願いします(通院が終了してからではなく、傷害が発生した時点でご連絡ください)。
- 傷害保険請求書は保険会社より直接スクール会員様に届きますので、治療終了後、請求書に必要事項を記入・押印し、請求書、領収証または診療明細のコピー、返信用封筒、返信先宛名用紙を当スクール担当コーチまで提出してください。

※保険金の請求は、スクールおよびチーム活動(練習)にて受傷後、スクールおよびチーム活動(練習)に復帰するまでの入・通院が対象となります。スクールおよびチーム活動復帰(練習参加)以降の通院については、保険金は支払われません(請求の対象外となります)。(スクールおよびチーム活動(練習)に復帰する前でも、上記注3)に該当する場合は注3)が適用されます。)

7 送迎について

スクールバス等はありません。送迎は各ご家庭にて対応をお願いします(現地集合・解散)。お子様が一人で通う場合は、事故のないよう十分にご注意ください。

8 お支払について

- 当スクールは年度会員制です。そのため受講料は会費を月々の分割払いにてお支払いいただきます(月謝制ではありません)。年度途中に退会・休会・受講クラスの変更をする場合は、会費(受講料)の差額をお支払いいただく場合がございます。
- 当スクールにかかる費用は、ご登録いただいた決済方法(口座振替またはクレジットカード払)により決済いたします。
- 受講料のお支払は、会費÷12回の月々払いとなります。
- 受講料等のお支払決済日は、5月~3月の毎月5日(5日が土・日・休日の場合は翌平日)となります。お支払決済日に決済の確認ができなかった場合は、請求書にて当スクール指定口座への振込をご案内させていただきます(振込手数料は会員様のご負担とさせていただきます)。
- 期日までにご入金を確認できない場合、スクールへの参加をご遠慮いただく場合がございます。

※前年度よりご継続、4月よりご入会の方は、4月の支払決済日に4月受講料等の決済は行いません*3)ので、5月の支払決済日に【年度登録料+受講料(会費÷12)×2回分】の合計金額をご請求させていただきます(その他、新規入会の方は入会金、用具購入の方は用具代が合計金額に含まれます)。

*3: 3月末にて受講料等に当該年度支払残額がある場合(3月の支払決済日に間にあわない3月からの入会、登録変更、用具の購入等)のみ、4月の支払決済日に決済いたします。

8 お支払について

※年度途中で入会の場合、月途中の入会も認めますが会費(受講料)は入会月よりかかります。

※年度途中で、退会、休会、受講クラスの変更をされた場合、当該年度在籍期間中にお支払いいただいた会費(受講料)の合計が、【在籍期間のスクール実施回数】×【スクール1回単価<(会費)÷40回*4で算出>】に満たない場合は、不足分の差額をお支払いいただけます。

*4：駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜開催クラスは32回

●お支払いいただいた各費用は、不可抗力による場合を除いては返金いたしませんのでご注意ください。また、返金をする場合は、ご登録口座(クレジットカード決済を登録している場合は振込先をご連絡いただけます)へ振込とし、振込手数料については会員様のご負担とさせていただきます。

9 登録事項の変更について

年度途中でスクールを退会、休会、復帰、受講クラスの変更、連絡先等の変更をする場合は、『エスパルスサッカースクール登録変更届』(以下、『登録変更届』P6)に、変更事項を記載し、教育事業部までご提出ください(期日厳守)。口頭での変更は一切受付できませんのでご注意ください。

I スクールを退会したい場合

①退会を希望する月の前月20日(必着)までに、『登録変更届』に退会希望月、退会理由をご記入のうえ、教育事業部まで提出してください。書類受付後、担当コーチよりご連絡させていただきます。

②退会を希望する月の前月20日(必着)までに『登録変更届』が提出されていない場合、退会は退会を希望する翌月からの扱いとなり、退会を希望する月の会費(受講料)請求分をお支払いいただくこととなります。

例 8月20日に退会届提出→ 9月から退会(会費(受講料)のお支払は8月請求分まで)
8月21日に退会届提出→10月から退会(会費(受講料)のお支払は9月請求分まで)

③年度途中で退会した場合、退会希望月までにお支払いいただいた会費(受講料)の合計が、【退会希望前月末までのスクール実施回数】×【スクール1回単価<会費÷40回(駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜開催クラスは32回)で算出>】に満たない場合は、不足分の差額をお支払いいただけます。差額が発生した場合のお支払は、退会を希望する翌月の支払決済日に決済させていただきます。

④一旦退会した会員が再入会する場合、再入会手数料をお支払いいただけます。

II スクールを休会したい場合

①休会を希望する月の前月20日(必着)までに、『登録変更届』に休会希望月、休会理由をご記入のうえ、教育事業部まで提出してください。書類受付後、担当コーチよりご連絡させていただきます。

②休会を希望する月の前月20日(必着)までに『登録変更届』が提出されていない場合、休会は休会を希望する翌月からの扱いとなり、休会を希望する月の会費(受講料)請求分をお支払いいただくこととなります。

例 8月20日に休会届提出→ 9月から休会(会費(受講料)のお支払は8月請求分まで)
8月21日に休会届提出→10月から休会(会費(受講料)のお支払は9月請求分まで)

●ただし、21日以降、当月スクール初回開催予定日までに突発的なケガまたは疾病により、1ヶ月以上スクールを休む場合はこの限りではなく、ケガにより休会を希望する月のスクール初回開催予定日までに『登録変更届』の休会理由記載欄に受傷日、受傷内容等を記載し、教育事業部まで提出してください。この場合、既に当月の会費(受講料)請求分の決済が完了している場合、復帰月の会費(受講料)請求の際、相殺させていただきます。

③年度途中で休会した場合、当該年度にお支払いいただいた会費(受講料)の合計が、【休会月を除くスクール実施回数】×【スクール1回単価<会費÷40回(駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜開催クラスは32回)で算出>】に満たない場合は、不足分の差額をお支払いいただけます。差額が発生した場合のお支払は、翌年度4月の支払決済日に決済させていただきます。なお、年度途中で休会した会員が年度途中で退会した場合に差額が発生している場合は、退会を希望する翌月の支払決済日に決済させていただきます。

④連続して3ヶ月以上休会の場合は、自動退会となります。

III スクールに復帰したい場合

①復帰を希望する月の前月20日*までに、『登録変更届』に復帰希望月をご記入のうえ、教育事業部まで提出してください。書類受付後、担当コーチよりご連絡させていただきます。

②休会した会員が復帰する場合、復帰日より会費(受講料)の請求をさせていただきます。

※復帰を希望する前月21日以降に『登録変更届』を提出された場合でも、当該クラスの定員に空きがある場合は復帰を希望する月からの復帰が可能となります。ただし、復帰を希望する月の支払決済日に会費(受講料)請求が間にあわない場合は、復帰した翌月の支払決済日に差額を合算請求させていただきます。

IV スクールの受講クラス(スクール会場、受講曜日等)を変更したい場合

①受講中のスクール会場・曜日等を変更する場合は、変更を希望する月の前月20日(必着)*までに『登録変更届』に変更希望月、変更の理由を記入し、教育事業部まで提出してください。書類受付後、担当コーチよりご連絡させていただきます。

②変更を希望する月の前月20日までに『登録変更届』を提出されていない場合、変更を希望する月は変更を希望する前月と同じ会費(受講料)請求分をお支払いいただくこととなります。

※受講曜日を追加する場合に限り、変更を希望する前月21日以降に『登録変更届』を提出した場合でも、当該クラスに空きがある場合は変更を希望する月からのクラス変更が可能です。ただし、変更を希望する月の支払決済日に会費(受講料)請求が間にあわない場合は、変更した翌月の支払決済日に差額を合算請求させていただきます。

③年度途中で受講クラスを変更した場合、当該年度にお支払いいただいた会費(受講料)の合計金額が、【在籍クラススクール実施回数】×【スクール1回単価<会費÷40回(駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜開催クラスは32回)>】に満たない場合は、不足分の差額をお支払いいただけます。差額が発生した場合のお支払は、翌年度4月の支払決済日に決済させていただきます。なお、年度途中で受講クラスの変更をした会員が年度途中で退会した場合に差額が発生している場合は、退会を希望する翌月の支払決済日に決済させていただきます。

V 連絡先(住所・電話番号等)・氏名等を変更したい場合

①当スクールに登録した氏名、住所、電話番号等について変更があった場合は、『登録変更届』に変更内容を記載し、教育事業部まで提出してください。

②前述の届出がないため当スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

VI 次年度スクールを継続したい場合

①次年度スクールを継続したい場合は、継続手続きを行ってください。継続手続きの詳細は2月頃ご案内いたします。

②選考が必要となるクラスに関しては、その段階で実施されるテストに合格した方となります。

10 その他

①サッカースクールでは、緊急時のご連絡等にスクール連絡アプリを利用いたします。別途ご案内資料にてアプリの登録をお願いいたします。

②その他サッカースクールについての詳しい情報はホームページをご覧ください。

<https://www.s-pulse.co.jp/schools/>